(別紙)

環境大臣への公開質問に対する回答

平成26年10月29日 環境 境省

(ご質問)

・環境省による役場、住民への事前通告なしの調査は、どのような理由によるものなのでしょうか?

(回答)

宮城県における詳細調査の実施については、平成26年1月20日の第5回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、詳細調査を実施する候補地3カ所を提示して以降、関係3市町、宮城県、環境省からなる、宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談における意見交換等を経て、同年8月4日の県主催による市町村長会議において、「市町村長の総意として詳細調査の受入をする」旨のとりまとめがなされ、同月7日、宮城県村井知事が石原環境大臣(当時)にお見えになり、とりまとめ結果のご報告をいただきました。大臣からは、この結論を重く受け止め、詳細調査を受けさせていただく旨、回答しました。

こうした経緯を受け、平成 26 年 8 月 20 日、井上環境副大臣(当時)が宮城県栗原市、大和町及び加美町を訪問して、文献調査や現地調査などからなる詳細調査を実施する旨を伝え、翌日より開始しました。

また、平成26年9月17日に小里環境副大臣及び福山環境大臣政務官がこれらの3市町の候補地を視察した上で、それぞれの市町長に対し、準備が整い次第、現地調査を開始する旨を申し上げたところです。

環境省としては、こうした経過のとおり、詳細調査の一環として行う現地調査の実施については、あらかじめ、当省の政務から関係市町長に直接お伝えした上で開始しているところです。

なお、これまでの間、加美町からいただいた質問状へのご回答をはじめ、地元のご疑問や ご懸念に対し、丁寧にお答えさせていただきつつ、詳細調査を進めております。また、今後 とも地元の皆様のご理解を得るための様々な努力を続けていくこととしております。

(ご質問)

・環境省による役場、住民への事前通告なしの調査は、特措法に則ったものなのでしょうか?

(回答)

10 月8日から開始させていただいている地表地質踏査を含む詳細調査につきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が行うものとされている指定廃棄物の処理事業に先立ち行う事務の一環として、実施しているものです。